

規 則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十六号

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年埼玉県規則第九十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（第四面）を次のように改める。

営業区域及び当該営業区域を担当する浄化槽管理士

管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士	管轄の環境 管理事務所	営業区域	担当浄化槽管理士
中央環境 管理事務所	鴻巣市		秩父環境 管理事務所	秩父市	
	上尾市			横瀬町	
	蕨市			皆野町	
	戸田市			長瀨町	
	桶川市			小鹿野町	
	北本市			熊谷市	
	伊奈町		本庄市		
西部環境 管理事務所	所沢市		北部環境 管理事務所	深谷市	
	飯能市			美里町	
	狭山市			神川町	
	入間市			上里町	
	朝霞市			寄居町	
	志木市			草加市	
	和光市		越谷環境 管理事務所	八潮市	
	新座市			三郷市	
	富士見市			吉川市	
	日高市			松伏町	
	ふじみ野市			行田市	
東松山環境 管理事務所	三芳町		東部環境 管理事務所	加須市	
	東松山市			春日部市	
	坂戸市			羽生市	
	鶴ヶ島市			久喜市	
	毛呂山町			蓮田市	
	越生町			幸手市	
	滑川町			白岡市	
	嵐山町			宮代町	
	小川町			杉戸町	
	川島町				
	吉見町				
	鳩山町				
	ときがわ町				
	東秩父村				

附 則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。